

産業廃棄物収集運搬業許可証

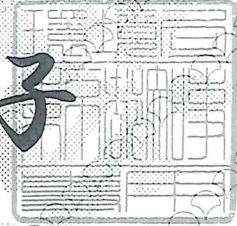
住所 群馬県前橋市荻窪町1037番地3

氏名 株式会社パイプ環境サービス
代表取締役 遠藤 龍太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 6月 14日

許可の有効年月日 令和 7年 6月 13日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん等を含む。）

（以上15種類）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 2年 6月 14日 新規許可
令和 2年 6月 14日 更新許可 第 6 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

（以下余白）



(裏面)

許可番号

第13-57-003993号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
廃棄物名																											
燃え殻				○	○		○	○																	○		○
汚泥		-	○	○	○	-	○	○	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
廃油											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			
廃酸		-	○	○	○	-	○	○	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
廃アルカリ		-	○	○	○	-	○	○	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
銲さい		-	-	-	-		-	-																			
ばいじん		-	○	○	○		○	○																	○	-	○
指定下水汚泥																											

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)